

## 第1 計画策定の趣旨

### 1、策定の考え方

現計画である「第2次北広島町農業振興計画」は平成23年3月に策定し、平成28年3月で5年が経過しました。

この間、農業・農村・食料をめぐる動きは、TPP協定の大筋合意等の国際環境の変化、食の安全・安心問題の取り組みの必然化、さらに米政策の転換などの大きく変わる農政展開の中で、いかに地域の農業を維持・発展させていくかが大きな課題となっています。

本町の農業・農村を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化と担い手の減少等の農業後継者の不足、耕作放棄地の拡大、さらに資材高騰による生産コストの増や農畜産物価格の低迷などの問題に直面しています。

特に農業後継者の不足については、持続的な農業経営ができなくなるだけでなく、一部の地域においては集落機能の維持自体が危惧される状況が生じ始めており、大きな課題となっています。

そのような情勢の中、これまで実施してきた新規就農者育成の取り組みにより新たな農業後継者も育ってきており、また、園芸作物等による産地拡大の動きも一定の成果を得つつあるなど、新たな動きも始まっています。

こうした情勢のなかで、本町の農業の持続的かつ確実な発展を目指すため、「第2次北広島町長期総合計画」との整合性を図りつつ、現計画下における本町農業の現状と課題を整理するとともに、農業従事者、住民、関係団体、行政等が連携、協力して、今までの取り組みの成果を確実とし、さらに発展させることを目指すこととし、さまざまな取り組みを総合的に実施していくため現行の北広島町農業振興計画を見直し、新たに策定するものです。

### 2、計画の位置付け

本計画は、平成29年2月に策定した「第2次北広島町長期総合計画」を本計画の上位計画と位置付け、本町における農業振興の基本指針とするものです。

### 3、計画実施期間

当計画の実施期間は平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までとし、社会情勢及び農業・農村をとりまく状況の変化等を考慮しておおむね5年後に所要の見直しを行います。

## 第2 北広島町農業の概要

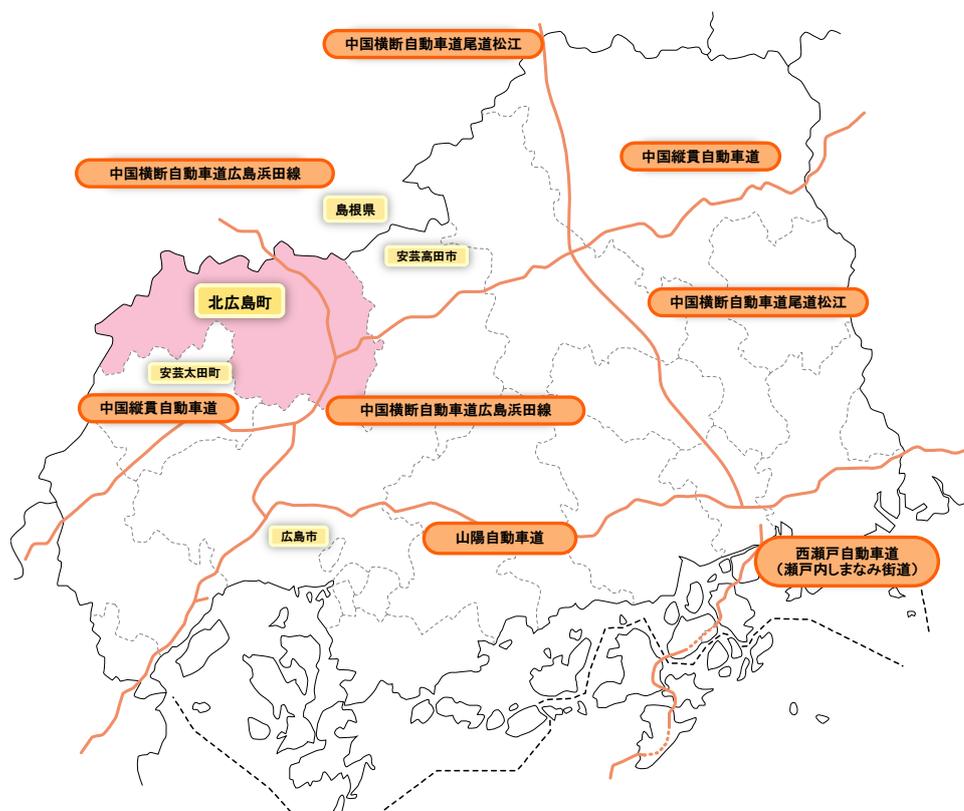
### 1、地勢・気候

本町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央に位置し、町の北及び西は中国山地の稜線が連なり、それを境に北は島根県に接し、東は安芸高田市、南は安芸太田町や広島市に接しています。耕地の標高は200m～800mに幅広く分布しており、盆地状にまとまった農地と多くの山間棚田が点在する典型的な中山間地域です。

気候は、1996年から2015年までの気象庁大朝観測所の記録によると、年間平均気温が12.0度、年間平均降水量は1,826mmとなっています。

冬期の気温は瀬戸内沿岸部に比べ低く、町域の北部になるにつれ積雪量が多くなるとともに、夏期は比較的冷涼で、寒暖差の大きい中国山地内陸性の特性を有しています。なお、町域が広く標高差も大きいため気候の地域差も大きくなっています。

本町における主な道路網としては、中国縦貫自動車道（中国自動車道）と中国横断自動車道広島浜田線（浜田自動車道）の高速道路と、一般国道186号、191号、261号、433号などが通り、インターチェンジが2箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっています。



## 2、農業の現状

### (1) 農業者の状況

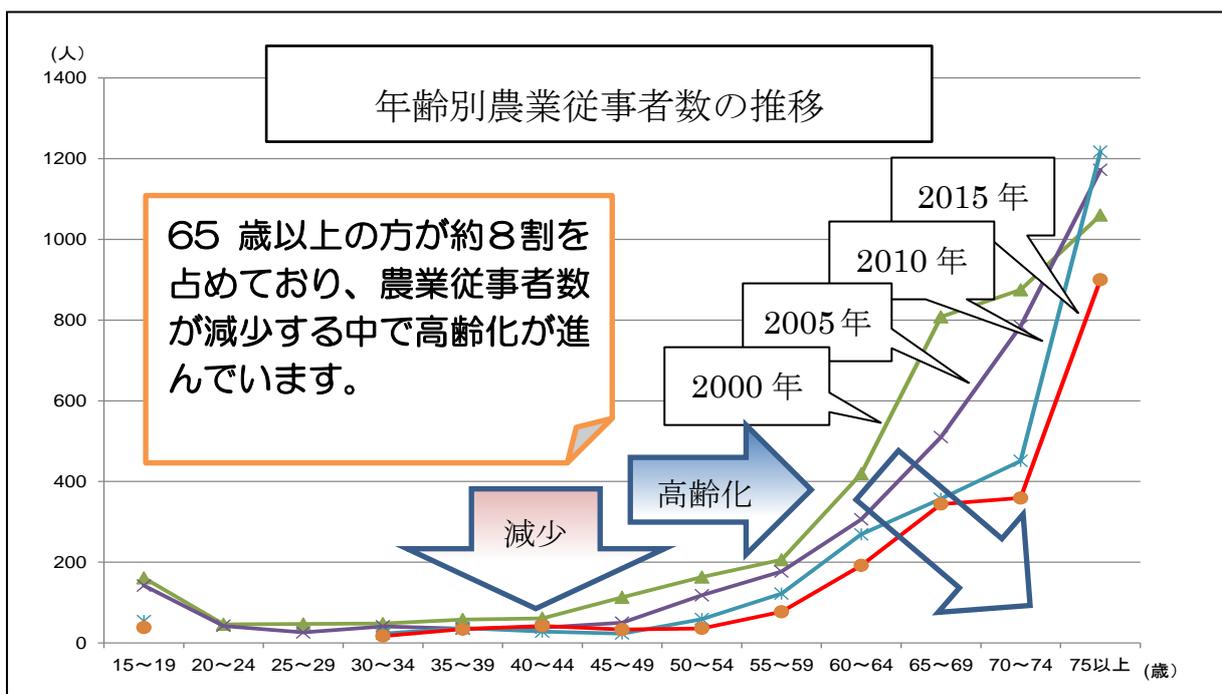
総農家戸数は2,460戸、販売農家戸数は1,682戸で、年々減少が続いており、販売農家戸数は平成22年に比べて約20%の減少となっています。

販売農家に占める割合は、専業農家が約35%、第1種兼業農家が約9%、第2種兼業農家が約56%で、専業農家の構成割合は平成22年に比べて4.4%増加しました。

また、農業従事者を年齢構成別にみると75歳以上の階層が多く、また65歳以上の方が約8割を占めている状況で、出生者数を住民基本台帳でみると、平成27年の出生者数は平成18年に比べ全体で2割減少し、平成18年から平成27年までの10年間に於いて1桁の出生数となっている地域もあります。

【統計数字は特に示さない限り平成25年農林業センサスの調査数値による。以下同じ】

年次	総農家数	販売農家数	自給的農家数
1995年 (平成7年)	4,067	3,480	587
2000年 (平成12年)	3,753	3,143	610
2005年 (平成17年)	3,317	2,588	729
2010年 (平成22年)	2,890	2,110	780
2015年 (平成27年)	2,460	1,682	778



(2) 農地の状況

総農家の経営耕地面積は3,063haであり、うち自給的農家を除いた販売農家の経営耕地面積は2,053haとなっています。また、大型稲作農家、集落型農業法人及び農業参入企業において、水田面積の約43%が自己所有地を含めて賃貸借等により利用集積されています。一方、平成27年農業センサスによる耕作放棄地面積は約262haで、5年前の調査に比較して43ha増加しています。

【耕作放棄地⇒過去1年以上作物を耕作せず、かつ、この数年の間に再び耕作する意志のない土地（2015年農林業センサス）】

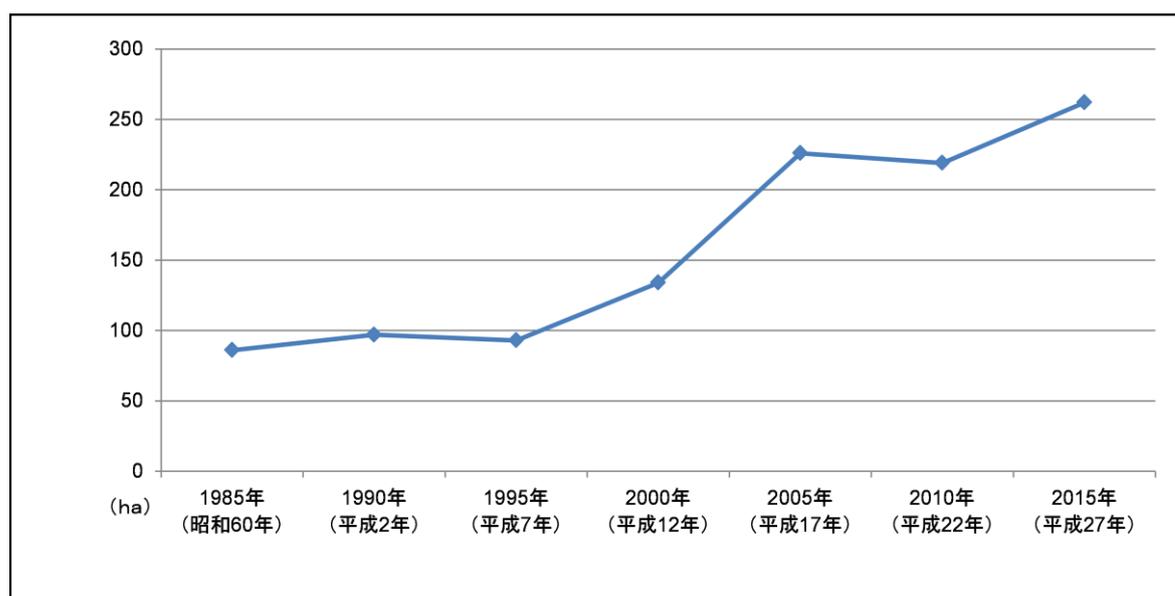
経営耕地面積の推移(販売農家) (単位:ha)

年次	経営耕地面積			
	計	田	畑	樹園地
2005年 (平成17年)	2,655	2,481	156	18
2010年 (平成22年)	2,303	2,114	173	16
2015年 (平成27年)	2,053	1,877	162	13

耕作放棄地の推移(総農家)

(単位:ha)

年度	1985年 (昭和60年)	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
計	86	97	93	134	226	219	262



(3) 農業生産の状況

農作物別の耕作面積では、水稻が全作付面積の約63%で最も多く、次いで飼料作物、野菜の順になっています。

農業販売額の主なもののうち園芸作物では、トマト約1億2百万円、ミニトマト約9千5百万円、ハウレンソウ約6千万円、花壇苗約1億7千万円となっています。

(\*販売については、JA・北広島町農業技術部会数値による。)

平成27年度 水田利用状況

項目	合計		芸北		大朝		千代田		豊平	
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
水田面積(水張)	3,116.14		683.98		562.56		1,144.91		724.69	
主食用水稻作付面積	1,969.14		401.03		350.29		746.67		471.15	
転作作物等作付面積	1,147.00	100.0%	282.95	100.0%	212.27	100.0%	398.24	100.0%	253.54	100.0%
加工用米(含米粉)	141.09	12.3%	14.58	5.2%	72.77	34.3%	39.96	10.0%	13.78	5.4%
飼料作物	161.49	14.1%	68.53	24.2%	28.06	13.2%	50.33	12.6%	14.57	5.7%
稲発酵粗飼料	50.73	4.4%	0.00	0.0%	16.87	7.9%	4.96	1.2%	28.90	11.4%
小麦	75.20	6.6%	0.46	0.2%	0.00	0.0%	73.33	18.4%	1.41	0.6%
大豆	22.48	2.0%	0.80	0.3%	0.68	0.3%	16.61	4.2%	4.39	1.7%
そば	53.02	4.6%	1.77	0.6%	0.09	0.0%	0.17	0.0%	50.99	20.1%
花き	19.02	1.7%	7.36	2.6%	1.89	0.9%	5.40	1.4%	4.37	1.7%
景観形成	18.57	1.6%	3.74	1.3%	6.30	3.0%	2.84	0.7%	5.69	2.2%
地力増進作物	9.06	0.8%	0.87	0.3%	2.09	1.0%	5.80	1.5%	0.30	0.1%
トマト	16.67	1.5%	12.06	4.3%	0.47	0.2%	3.58	0.9%	0.56	0.2%
キャベツ	11.82	1.0%	4.72	1.7%	1.74	0.8%	4.92	1.2%	0.44	0.2%
その他野菜	188.54	16.4%	43.80	15.5%	26.22	12.4%	76.92	19.3%	41.60	16.4%
果樹	37.12	3.2%	5.51	1.9%	9.16	4.3%	16.55	4.2%	5.90	2.3%
自己保全管理	284.52	24.8%	108.13	38.2%	34.51	16.3%	79.47	20.0%	62.41	24.6%
調整水田	26.61	2.3%	5.79	2.0%	6.82	3.2%	6.45	1.6%	7.55	3.0%
その他	31.06	2.7%	4.83	1.7%	4.60	2.2%	10.95	2.7%	10.68	4.2%

### 3、国及び県の動向

国においては、平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。新たな基本計画では、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取り込み等を通じて農業者や食品産業の成長産業化を促進する「産業施策」と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進し、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて取り組むとしています。

特に米政策においては、経営所得安定対策における主食米の直接支払交付金は平成29年度限りで廃止され、主食米の生産調整については、「平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心になって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む」とされており、大きな見直しがされることとなっています。

今後の動向に注視していくとともに、関係機関と連携して適切に対応していく必要があります。

また、広島県においては「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定し、「産業としての自立できる農林産水産業の確立」・「農林水産物の販売強化」等を目標にかかげ、「農山漁村地域の産業の核となる農林水産業の実現」に向けて取り組むとしています。

### 第3 農業振興の基本的な方向

北広島町には優良な農地と水・森をはじめとした豊かな自然環境があり、これらの素晴らしい資源を効果的に活用しつつ、次の世代に継承をしていく必要があります。また、農業は本町にとって基幹となる産業であり、その持続的発展のためには、農業者を始め地域全体として関係者が一体となった取り組みが大切です。

しかしながら、本町の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所における予想では平成37年に16,574人（平成25年度対比△2,659人）とされており、現在農業就業者人口の65歳以上が8割を占めている状況から、本町の農業の持続・発展が阻害され、地域の衰退が大きく懸念される状況です。

このため、本町の農地の維持・活用なくしては地域の活性化はないという状況をふまえ、町内外からの新規就農者等の新たな担い手の確保等の人材育成と北広島町ブランドの構築等による産地強化及び農業振興策と他の施策の連携を行い、地域に根付き・未来を担う人づくりをおこない、農地保全と産地強化及び地域の活性化に取り組むを目標に掲げ、第2次北広島町長期総合計画が目指すまちの将来像である【新たな感動・活力を創る北広島町】【人のチカラがあふれるまち】の実現に向けて、現状と課題を明らかにし、今後取り組むべき施策の基本的な方向を次のとおり定めます。

#### ■北広島町農業の課題

今後10年間においては、高齢化に伴う人口減・農業人口減による  
荒廃農地の増加・産地及び地域の弱体化への対策が必要。

#### ■北広島町農業振興計画での重点対策

新規就農者等の新たな担い手の確保等の人材育成と北広島町ブランドの構築等による産地強化及び農業振興と他の施策との連携を行い、地域に根付き・未来を担うひとづくりをおこない、農地保全・産地強化・地域の活性化に取り組む。

## 1、農用地の保全と集積

### (1) 現状と課題

農業従事者の高齢化、後継者不足や担い手の減少などにより、農地の継続的利用が困難となり、中心部から離れた集落の農地や山間棚田を中心に耕作放棄地が増加している状況です。

耕作放棄地の増加は、農地の有効活用や景観の保全、鳥獣被害の防止を難しくすることから、この解消が大きな課題となっています。

一方、集落型農業法人等の担い手への農地利用集積が進み、町内水田の約43%が中間管理機構等を利用した賃貸借等により利用集積されています。

今後、農家の高齢化及び後継者不在等により耕作不能が予測される農地をどのように活用するか、また、不作付となる可能性のある農地についてどのように維持し、有効な活用を図るかが課題となっています。

### (2) 対応方向

農業生産の基盤である農地は、本町の重要な資産として次世代に継承する必要があります。特に、圃場整備済の農地については最優先で守るべき農地として位置付け、耕作放棄となることを防がなくてはなりません。

そのためには、日本型直接支払制度を活用した農業水利施設の適正な保全管理、有害鳥獣対策の推進による農業被害の防止を図るとともに、意欲ある多様な担い手に対し、農業委員及び農地利用最適化推進委員との連携を図り、地域の合意を得ながら農地の賃貸借等による利用集積を促進し、現在ある優良農地の有効活用とその機能を発揮するための施策を推進します。

また、地域全体の農地について考え、集落を超えた担い手への農地集積、農地の分散錯圃解消、法人間連携・大型農家連携等による地域の実情に合った新たな受け手の組織づくり等について考えるための、担い手間のネットワーク組織作りを推進していきます。

## 2、多様な担い手の育成・確保

### (1) 現状と課題

本町の農業従事者は65歳以上の方が約8割を占めている状況で、農業を取り巻く環境が厳しいことから農業を継ぐ後継者が減少しており、担い手農家の高齢化や労働力不足による農家戸数の減少を要因として遊休農地の発生増などが懸念される状況にあります。

本町の基幹産業である農業の発展のためには新規就農者等の担い手の確保が重要であり、優れた経営感覚をもった多様な担い手の育成を地域ぐるみで行う必要があります。

また、集落型農業生産法人及び地域農業集団においても構成員の高齢化が進んでおり、将来的には集落営農を担う後継者の確保対策が課題となっています。

このように、後継者の不在は単なる個々の経営の問題だけでなく、産地及び集落の存続に係る大きな課題となっています。

平成23年度から取り組んでいる北広島町新規就農総合対策事業により新規就農者として経営を開始し、産地の強化及び地域の活性化に貢献をしています。本事業を引き続き推進していくとともに、多様な担い手の人材育成により、農業及び地域の活性化に取り組む必要があります。

## (2) 対応方向

- ・北広島町独自の新規就農者の研修制度や初期投資の軽減支援、経営安定支援等の新規就農総合対策事業の推進を図るとともに、意欲ある新規就農者に対する集落及び産地の受け入れ体制を関係機関が一体となって確立し、集落及び産地を支えてきた多くの農業者の知識と知恵の技術継承を図りながら、新規就農を希望する青年の育成・確保を図ります。
- ・認定農業者である大型専業農家及び集落型農業生産法人等の経営基盤の強化・連携等を進めるため、担い手支援対策を推進します。
- ・小規模農業者の生産コストの低減のため、農作業受託機能を持った地域農業集団の育成を行うとともに、より効率的な経営が可能な集落型農業生産法人の設立支援を引き続き行い、集落営農を発展させる仕組みづくりを推進します。
- ・農地が農地として継続・継承されていくための方策として、親元就農は最も効果的であることをふまえ、親元就農に対する支援策について検討を行います。
- ・担い手農家以外にも、本業に加えて農を生活に取り入れる「半農半X」等による農地・定住対策を押し進め、農地保全・地域活性化の構築に取り組みます。

## 3、農畜産物のブランド化等の推進

### (1) 現状と課題

水田農業地帯である本町では、主食用水稲の作付面積は1,969ha、生産者数は約2,000戸（平成27年度数値）であり、ともに町内で一番多い作目です。園芸品目としては、冷涼な気候を活かしたトマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツ・花壇苗生産等が行われており、1億円または2億円を目指す産地となっています。

畜産については、広島ブランド牛として高品質な肉用牛経営及び酪農経営と、大型の企業経営を行う養鶏業及び養豚業が行われています。

しかしながら、平成30年度からの主食用米の直接支払交付金の廃止に伴う水稲農家の所得低下に対する対策、また一部の園芸品目における後継者不足による栽培面積減等への対策、畜産においては口蹄疫等の家畜伝染病により経営の継続が脅かされないための体制づくりが課題となっています。

また、芸北広域営農団地農道を活用した産地強化・広域流通等の取り組みについて検討していく必要があります。

## (2) 対応方向

・水稲は本町における最重要品目の一つであり、国の米政策を見極めながら、水田の持つ生産能力と多様な機能を活かしつつ、生産力向上・農地集積・連携作業等によるコスト低減対策等を進め、所得向上・経営基盤の強化・良質米生産を目指します。

・園芸品目については、1億円または2億円規模を目標とし、本町の気候とそれぞれの地域特性を生かしながら、産地の拡大・強化及び高品質生産と高付加価値をつけた販売活動を支援し、より競争力のある産地への発展を推進します。さらに、それらを統合した北広島町ブランドの構築を推進します。

また、近年取り組みが始まった優良野菜苗の町内園芸産地への提供等押し進め、産地の強化に寄与します。

・畜産については、圃場整備済の水田を活用した自給飼料の生産確保及び家畜伝染病等に対する十分な防疫体制づくりの強化を推進します。

・以上の取り組みを効率的・効果的に推し進めるため、芸北広域営農団地農道の効果的な活用方法を検討し、農業振興策の推進をしていきます。

## 4、環境に配慮した農業形態の実現

### (1) 現状と課題

消費者から食の安全・安心の確保が強く求められており、そのためのGAPなどの取組や、生物多様性の保全や資源循環型農業など、総合的な環境保全型農業への取り組みが欠かせないものになっています。

堆きゅう肥の投入による土づくりを行い、町内4か所にある堆肥センターで生産された良質の堆きゅう肥を、それぞれ地区内の農地へ還元し、畜産環境保全に向けた取り組みをしています。

また、エコファーマーは約50名認定（平成27年度）され、環境保全型農業が推進されています。

### (2) 対応方向

・家畜糞尿の適切な処理により良質な堆きゅう肥を生産し、流通促進及び土づくり資材等としての利用促進を図り、環境保全型農業を引き続き推進します。

・エコファーマーについては、グループ等での認定取得を中心に多くの人の取得を推進するとともに、消費者も含めて広く取組について周知していきます。

・農業は農産物の供給だけでなく多様な機能を持っており、生物多様性の保全及び資源循環型農業などの農村環境保全効果の高い営農活動を推進します。

## 5、交流と共生の推進

### (1) 現状と課題

町内の産直市は、都市と農村の交流拠点施設等を中心に設置されて農産物の直

接販売が行われており、町内の主要な産直市で約 5 億円の売上額を上げています。  
(H27 年度末売上額)

しかし、高齢化に伴う出荷者の減少が進み、農産物の出荷量の減少が予想され、生産者育成の対策及び冬期間の安定的な品目の確保が大きな課題となるとともに、産地情報の発信や消費ニーズの把握等、消費者と生産者間の情報伝達及び町内産直間連携の取り組みが十分とはいえない状況もあります。

また、都市と農村との交流活動については、地域または集落ごとに様々な取り組みがされていますが、高齢化や人材不足により継続性が危ぶまれる取り組みも少なからず見られる状況です。

## (2) 対応方向

- ・産直市へのお荷を中心とした小規模農家に対する対策として、農業塾・町研修施設の活用及び小規模農家への営農指導体制を推進していきます。

また、作付時期の調整を図ることで季節毎に違う野菜の供給量の安定化に取り組みます。

- ・産地・生産情報の的確な受発信（きたひろネット・SNSの活用）、各産直及び生産者による直接の受発信を進め、互いの情報交換により双方の利益と負担を分かち合い、都市と農村のお互いが心から交流できるような取り組みを推進します。

## 6、農業を支える基盤づくり

### (1) 現状と課題

農業の構造変化が進む中で、農産物の販売価格が低下傾向にありますが、生産資材価格及び設備価格は上昇または高止まりの状態に移り、多くの農家の所得は減少しています。このような中、意欲ある多様な担い手が自らの所得向上のため、自主的かつ創意工夫をもって取り組むことができるような経営環境の維持及び整備が必要となっています。

また、効率的な農業振興策を推進していく中で、芸北広域営農団地農道の効果的な活用及び早期完成にむけて取り組んでいく必要があります。

### (2) 対応方向

- ・意欲ある多様な担い手に対しては、国の経営所得安定対策等の所得補償制度の活用を基礎とし、国及び県の助成制度の活用を図りながら、担い手が将来展望をしっかりと持ち、意欲的に経営発展に取り組むことができるための支援を行います。
- ・水田の排水対策等の基盤整備及び鳥獣被害対策を講じ、農地を利用する担い手が使いやすいような農地の維持及び整備を推進します。
- ・本町の各地域の農業品目の産地強化・推進に取り組む中で、芸北広域営農団地農道の活用について取り組みます。

## 第4 農業振興に関し講ずべき施策

### 【基本目標と施策体系】

農業振興の基本的な方向、現状と課題をふまえ、目指すべき農業振興の実現に向けて、6つの柱で構成される基本目標、またその基本目標を実現するための施策の方向性と施策により取り組みます。

【基本目標】	【施策の方向】	【施策】
1 農用地の保全と集積	(1) 優良農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長寿命化対策の推進</li> <li>・鳥獣被害防止対策の推進</li> <li>・耕作放棄地の有効活用方法の検討</li> </ul>
	(2) 農用地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用作物の推進</li> <li>・水田放牧の推進</li> </ul>
	(3) 担い手への農地利用集積の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積・集約化の推進</li> <li>・担い手ネットワーク組織の構築</li> <li>・「人・農地プラン」の見直し</li> </ul>
2 多様な担い手の育成・確保	(1) 新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農総合対策事業の推進</li> <li>・親元就農支援策の検討</li> <li>・「半農半X」事業の構築</li> </ul>
	(2) 個別経営体の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の育成の推進</li> <li>・経営者の連携強化の推進</li> </ul>
	(3) 集落営農の推進及び農業法人設立支援と連携の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落型法人の設立支援等及び連携の構築</li> <li>・農地保全組織・経営組織作りの推進</li> <li>・企業の農業参入及び農業経営法人化の推進</li> </ul>
3 農畜産物のブランド化等の推進	(1) 産地（地域ブランド）の維持と形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地育成の推進</li> <li>・北広島町ブランドの構築</li> </ul>
	(2) 付加価値の高い農産物の生産と販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物マーケティング戦略の構築</li> <li>・6次産業化の推進及び生産への支援</li> </ul>
	(3) 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育・地元農産物活用の推進</li> <li>・学校における食育の推進</li> </ul>
	(4) 畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自給飼料確保等の推進</li> <li>・畜産業クラスターの推進</li> </ul>

## 【基本目標】

## 【施策の方向】

## 【施策】

4 環境に配慮した農業形態の実現	(1) 資源循環型農業の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 耕畜連携の推進</li><li>・ 「エコファーマー」認定制度の推進</li></ul>
	(2) 農地・水・環境の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境に配慮した農業の推進</li><li>・ 消費者への伝達方法の検討</li></ul>
5 交流と共生の推進	(1) 小規模農業者の育成と産地直売所間連携の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業塾・農業用講座の推進</li><li>・ 駐在員制度による営農指導体制の構築</li><li>・ 産地直売所間連携の推進</li></ul>
	(2) 都市と農村の交流促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農村体験活動支援の推進</li><li>・ 農業・農産物ファン作りの推進</li></ul>
	(3) 農業と他産業及び町内小中高校との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光産業等との連携の推進</li><li>・ 町内小中高校における農業講座・体験講座の構築</li></ul>
	(4) 食と農業に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 北広島町農産物の情報発信の推進</li><li>・ 出荷・販売情報の提供の構築</li></ul>
6 農業を支える基盤づくり	(1) 効果的な農業助成制度の適用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 効果的な農業助成制度の適用の推進</li></ul>
	(2) 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 排水対策等の農業生産基盤整備の推進</li><li>・ 鳥獣被害の防止対策の推進</li></ul>
	(3) 農業振興の推進による芸北広域営農団地農道の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 園芸品目等の広域流通経路の検討</li><li>・ 野菜苗等の町内循環等の推進</li><li>・ 担い手確保等の産地強化及び近代化施設等を利用した販路拡大の検討</li></ul>
	(4) 集落機能の維持と発揮	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定住等の他の施策との連携による推進</li><li>・ 地域に根付き・未来を担う人づくりの推進</li></ul>

## 1 農用地の保全と集積

### (1) 優良農地の保全

・本町における圃場整備事業は平成15年度に完了し、これらを中心とした守るべき優良農地については、耕作放棄を防止してその減少を凶るとともに、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等を活用して、集落及び農地所有者が主体となって行う水田機能の保持及び農業用排水路の長寿命化（保全・修理等）の取り組みについて支援します。

・有害鳥獣被害により優良農地が耕作放棄とならないよう、防護柵設置等の支援を行います。

・既に耕作放棄となり、その復元に多くの資金と労力を要する農地については、所有者の意向のみならず、周辺の状況等を勘案しつつ、その有効的な活用方法について検討を行います。

### (2) 農用地の有効利用

・水稲以外の土地利用型作物を導入するにあたり、水稲とそれ以外の畑作物を交互に作付ける輪作も、効率的な作業のみならず雑草対策及び連作障害対策等においても有効であり、排水対策等を進めるために、補助事業等を有効に活用しながら地域農業集団及び集落型農業法人による取り組みを推進します。

・現在ある採草放牧地等の有効利用を凶るとともに、耕種農家及び畜産農家にとって経営上有利な利用方法の一つである水田放牧について、集落型農業生産法人等で農地の復元と有効性の普及について取り組んでいきます。

### (3) 担い手への農地利用集積の促進

・規模拡大による経営効率の向上による担い手の経営発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員等の協力の下、地域の合意を得ながら地域内に分散錯圃する農地について、農地中間管理機構を活用しながら、認定農家等の担い手に農地の集積・集約化を推進していきます。

・集落型農業生産法人・認定農家等による各地域の担い手ネットワーク組織を作り、地域全体の農地管理の状況、集落を超えた担い手への農地集積等の情報共有化を凶り、経営の効率化・低コスト化を凶る目的で、農地の分散錯圃の解消、法人間連携や大型農家連携等による地域の実情に合った新たな受け手の組織づくり等を推進していきます。

・各地域の人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」の見直しにも取り組んでいきます。

## 2 多様な担い手の育成・確保

### (1) 新規就農者の確保・育成

#### ① 農業者大学校への就学支援の推進（県立農業技術大学校）

新規就農を希望する者が農業経営を行うために必要な知識を習得するには、農業技術大学校において体系的に学ぶことが効果的であり、就学についての情報提供を行うとともに、その支援を推進していきます。

#### ② 新規就農研修制度の推進

新たに農業経営を行うには、栽培管理技術のみならず経営管理技術、販売・マーケティング技術等の営農全般の技術習得が必要であり、そのためには実践的な研修が重要です。

このため実践的な新規就農研修制度を推進することとし、安心して研修を受けるために、当該研修生に対して国の青年就農給付金を活用するとともに、研修資金交付金等の支援を行います。

さらに、現場作業に係る細かな技能は文章で表すことが出来ないものが多いため、円滑な就農を目的とする本研修においては、集落及び産地の先進農家に協力を仰いで実践的な研修を推進していきます。

#### ③ 初期投資の軽減支援の推進

農業で起業するためには多額の設備投資が必要であり、その資金の不足が農業を志す青年が参入を断念する理由のひとつとなっています。

このことから、新規就農研修制度により研修を修了した者が、他の農業者と競争しうる農業経営者としてのスタートラインに立つことができるよう、綿密な経営計画の作成と指導体制の下、ビニールハウス等の導入においてリース補助事業を行うなど、初期投資支援事業による負担軽減対策を推進していきます。

また、この対策の一つとして、家族内に後継者が不在のために農業の継続が困難となって利用されなくなる個々の農家の農業用施設を適切な価格で譲り受け、経営開始することも有効な手段であり、このことは産地及び集落維持の観点からも効果的であると考えられます。このことから、使われなくなる事業用資産を親族以外の第三者が譲り受けることが出来るように、円滑な経営継承を推進していきます。

#### ④ 就農から経営安定までの支援の推進

新規就農者の多くは、市場価格の変動等の外部影響と、販売力及び技術力の未熟さにより、経営安定まで数年を要する場合も少なからずあります。

特に初期投資にあたって融資等を受けた場合に係る償還金の負担により、資金繰りに困難をきたす場合もあります。

このことから、関係機関の協力を得ながら重点的な指導を行うとともに、新規就農研修制度により研修を修了した者が就農した場合については、一定期間において、国の支援を活用しながら経営安定対策等の支援を推進していきます。

また、住居及び優良農地の斡旋を行い、地域集落に円滑に溶け込めるよう支援

を行います。

#### ⑤集落法人等の後継者確保支援

新規就農研修制度により研修を修了した者が、集落型農業法人の構成員となってその事業に参画する場合、または将来独立することを前提に親族以外の認定農業者に雇用される場合、一定期間において当該青年及び受入経営体に対し経営安定対策等の支援を推進していきます。

#### ⑥親元就農支援策の検討

農地が農地として継続・継承されていくための方策として、親元就農は最も効果的であることをふまえ、国の青年就農給付金以外での支援策について、関係機関等と検討をしていきます。

#### ⑦「半農半X」事業の構築

新たな就農形態である農業収入と兼業収入を合わせた「半農半X」、いわゆる「兼業就農」について、関係機関と連携して就業・農業研修等のセットによる取り組みを検討し、農業と定住対策による農地保全・地域活性化の取り組みができる仕組みづくりに取り組みます。

#### ⑧情報発信の充実

本町の新規就農総合対策事業の取り組みについて、ホームページ・フェイスブック等のSNSの媒体を効果的に組み合わせ、研修状況及び就農状況を町内外に発信し、新たな担い手の確保に取り組みます。

### (2) 優れた経営感覚を持つ個別経営体の育成・確保

#### ①農業経営者の育成

近年の経済情勢等の変動は大きく、農業技術の進歩についても目覚ましいものがあり、農業施策をとりまく情勢も大きく様変わりしています。

これらの農業情勢に敏速かつ適切に対応できる経営者が、これからの本町農業をけん引していくことは明らかです。

このため、認定農業者等の大型専業農家の育成を図り、自らが主体的に経営力向上に取り組むことを基本としつつ、積極的に経営改善、規模拡大及び技術革新を図る者に対して、関係機関と連携しながら支援を行います。

#### ②産地を中心とした経営者の連携強化

農産物の価格は市場価格により決定されるため、需給が均衡している状況においては競争力を高めることが所得の増大につながります。

このためには各生産者及び生産者組織自らが創意工夫し、価格競争に耐えうるコストの低減対策、価格競争に巻き込まれないための差別化や品質向上対策、需要に応じた取引ができるロットの確保対策等が重要であり、個々ではできないこれらの取り組みを、各産地の生産者組織を中心に関係機関と連携をとりながら推進します。

### (3) 集落営農の推進及び農業法人設立支援と連携の構築

#### ①地域農業集団活動の推進

小規模農業者においては、大型農業機械に係る経費などの固定費の占める割合が比較的大きく、所得の確保が難しい状況となっています。

このことから、生産コストを低減して所得を確保するため、共同利用機械の導入及び共同作業を行う地域農業集団の育成を推進するとともに、地域農業集団連絡協議会を通じ、集落営農の維持及び発展に資する研修等の活動を支援します。

#### ②地域農業集団から集落型農業生産法人への移行支援

農作業を受託する機能を有した地域農業集団においては、集落内の合意形成の下、生産及び販売活動がより効率的に運営できる集落型農業生産法人への移行を支援します。

#### ③集落型農業生産法人の支援

構成員の高齢化対策や、米価の価格低迷、主食米生産に係る各種交付金等の減による収益減の対策が集落型農業法人の大きな課題であり、今後地域における農地集積も困難なことが予想されます。

このため、集落型農業生産法人の持続的発展には、収益の拡大と農作業の平準化等を進め、主な従事者の年間雇用ができる体制づくりが必要です。

このため、水稻を基幹作物としつつ、国の制度を有効活用した非主食米等の栽培や、またそれぞれの集落型農業生産法人が地域の特性に応じた収益性のある作物を選択し、その生産と販売により利益を確保することが重要であり、その取り組みを行う集落型農業生産法人を支援します。

また、集落型農業生産法人間の連携を図ることにより、頻繁に利用しない機械の相互融通及び共同利用を進めてコスト低減を図るとともに、生産物の大ロット化による有利販売等を行い、利益を確保できる体制づくりを推進するとともに支援策についても検討をします。

#### ④農地の保全組織と経営組織づくりの推進

農業者・地域の高齢化等により、草刈等の農地保全に取り組めない集落の発生が懸念されています。

このため、多面的機能支払制度や中山間直接支払制度を活用し、広域化により集落の農地保全を行う組織設立の推進及び保全組織が集積した農地を経営する集落型法人等の担い手組織作りについて検討を行い、その構築に向けて取り組んでいきます。

### (4) 企業の農業参入のための環境整備

企業の農業参入は、農業と産業の連携による地域農業の発展や、担い手が不足している地域においては農地の受け皿にもなることから、地元との用排水路及び農道の維持管理等の役割分担が円滑にできるよう推進するとともに、国及び県の支援策を基に参入環境の整備を支援し、農地の耕作放棄防止を図ります。

#### (5) 農業経営の法人化の推進

家族農業経営や個人農業経営が中心となる認定農家等の農業経営について、法人化のメリットや手続き、法人経営に必要となる財務・労務管理に関する情報提供等により農業経営の法人化や経営の多角化・複合化等の推進を行い、雇用の確保及び経営基盤の強化に取り組みます。

### 3、農畜産物のブランド化等の推進

#### (1) 産地（地域ブランド）の維持と形成

本町の町域は標高及び気象条件の幅が広いとため、それぞれの地域特性を活かした作物が多くあります。

特に園芸作物においては、トマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツ、花壇苗が1億円または2億円を目指す品目として産地化しており、近隣の市場のみならず県外の市場においても高い評価を得ています。

また、旧町単位の各地域において長年の生産者の研究と努力により特色のある産品が生産されており、そのブランド維持とともに変化する消費者ニーズにあった開発が重要です。

それらを担う農業者の支援を行い、地域ブランドの維持と発展を図ります。

さらに、これら町内に多く存在する個性ある産品について、それぞれの強みを生かしつつ、統一パッケージ等の取り組みを進め、生産者及び関係機関と連携しながら、統一かつ効果的に織り込んだ北広島町ブランドを構築します。

#### (2) 付加価値の高い農産物の生産と販売

##### ① 農産物の高付加価値化と販売

本町の標高差等の地域特性を生かした高品質な農産物の生産、標高差を利用した周年出荷体制等の構築とともに、流通関係者・消費者に対してPRをおこない、産地イメージの形成等に取り組みます。

また、丹精込めた生産活動をする農家の情報を、ホームページ・フェイスブック・SNS等の様々な方法で消費者に伝える努力をするとともに、特別栽培農産物の生産、エコファーマーの認定取得者を推進・増加させるとともに、広く消費者も含めて取組について、理解・協力が得られるよう周知していきます。

これらの農産物のマーケティング戦略の取組を関係機関が連携して行い、特に次世代の若い人たちにとって、魅力ある産地づくりに向けて推進していきます。

##### ② 6次産業化の推進

本町の様々な「地域資源」と産業を結び付けて活用を図るため、本町で生産される農畜産物を加工または調理することでの高付加価値化を進めます。

そのため、農産加工品の継続的生産と新たな開発の取り組みを推進するとともに、商工業者と連携して加工品の開発と販売の取り組みを推進します。

なお、企業等との連携にあたっては、6次産業化の目的である生産者に利益をもたらす活動であることを念頭において取り組む必要があります。

### ③農産物生産への支援

生産者が農産物生産の規模を拡大し、農業所得の向上に向けて取り組むための支援を行うとともに、労働力確保について、関係機関と雇用体制の構築に向けて取り組みます。

## (3) 地産地消の推進

### ①食育の推進

地元農畜産物への理解と好感度が得られるよう地元農産物の情報等の発信に取り組み、町内はもとより周辺の都市圏を取り込んだ地産地消を推進します。

### ②地元農産物の活用

地元生産者との連携を取りながら、学校給食・各種医療機関等への地元産食材使用率の向上、地元産農産物の安定的な供給体制構築に向けて取り組みます。

### ③学校における食育の推進

学校教育において、農作物栽培体験を通じて農業の大切さ・楽しさ・難しさ等を理解してもらえるよう、食育を農業者と協力して取り組みます。

## (4) 畜産の振興

### ①自給飼料の確保

輸入飼料への依存は、畜産経営が輸入飼料価格の変動により大きく影響を受けることから、自給飼料等の生産基盤に立った安定した足腰の強い酪農及び肉用牛経営に向けた取り組みが必要です。

このため、稲発酵粗飼料(WCS)や飼料米など、水田を利用した効率的な飼料生産の拡大等の自給飼料の増産対策を推進します。

また、耕種部門と畜産部門を結び付ける役割をもった飼料生産の受託組織の育成及び町内循環等を含めた粗飼料の広域流通体制の構築を推進していきます。

### ②コストの低減及び省力化

畜産経営において、近年の飼料及び生産資材の高騰及び大幅な変動は、経営に大きく影響を及ぼしています。

このため、酪農においては、牛群検定を利用した個体管理により、乳質、乳量のみならず、粗飼料利用性、繁殖性、生涯生産性等の向上を図ります。

肉用牛については、脂肪交雑及び増体だけでなく、繁殖性、生涯生産性等の高い繁殖牛の導入または自家保留を行い、その遺伝能力が十分発揮できる飼養管理技術の普及を推進します。

また、畜産においては家畜の飼養管理や衛生対策、飼料の生産・調製等多くの作業を伴うことから、その重い労働負担を軽減することが必要です。

ヘルパー制度等の外部支援組織の活用を推進するとともに、水田放牧を利用す

ることでの飼料費低減による収益性の向上、飼料管理の省力化、繁殖成績の向上につながることから、既存の放牧地のみならず、耕作放棄地及び利用度の低い水田を活用した放牧を推進します。

### ③家畜衛生及び環境保全

家畜の伝染性疾病は畜産経営に大きな影響を及ぼすため、その発生予防と蔓延防止が重要です。特に口蹄疫及び鳥インフルエンザなどの発生は、畜産経営の存続のみならず、流通への影響や風評被害による間接的な損失も含め、地域経済に与える影響も大きなものがあります。

このことから、ワクチン接種等の自衛防疫活動の支援をするとともに、家畜の健康を維持するための適切な飼養管理・畜舎及び出入口の衛生管理を徹底するなど、万全の感染予防策を講じる必要があります。

万が一、近隣市町を含めてこうした疾病が発生した場合は、北広島町家畜伝染病防疫対策マニュアルに基づき、迅速かつ的確な措置を講じます。

また、畜産経営の持続的発展のためには環境保全対策の継続的な取り組みが重要であるため、環境に対する町民の意識の変化を考慮し、関係機関と連携してそれらを未然に防ぐことに努めます。

### ④畜産クラスターの取り組みと地域の活性化

畜産経営は、地域農業にとって土づくりや飼料生産等による農地活用に重要な役割を担っているため、地域の関係団体等が連携し、地域ぐるみで畜産の収益性を向上する取り組みを進めることが重要です。

このため、生産コストの低減や生産物の高付加価値等による収益力向上を図る為、生産者、関係団体、畜産関係企業等が一体となって、地域全体の畜産の収益性の向上を図る「畜産クラスター」組織の取り組みを推進します。

## 4、環境に配慮した農業形態の実現

### (1) 資源循環型農業の推進

家畜糞尿の適切な活用による良質な堆きゅう肥の生産と適切な施用による土づくりという資源の循環利用は、作物の健全な生育による病害抵抗性の向上、減化学肥料による生産及び環境保全対策に有効です。

耕種農家及び畜産農家の営農活動に資する資源循環型農業を推進するため、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく生産活動の促進と、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定等を進め、土づくりを通じた生産力の維持及び増進を行う資源循環型農業の活動を推進します。

### (2) 農地・水・環境の保全

農業は、食料等の農産物を安定供給するという本来の役割に加え、農業生産活動による農地の保全や、自然環境の保全といった多面的機能を有しており、人に

快適さや安らぎを与える効果や、教育的価値などの多くの間接的な価値があります。

環境に配慮した農業を推進していくことは、自然環境への負担を軽減するだけでなく、消費者に安全で安心な農産物を提供していくことにつながるため、水田等の生息環境の保全など、水田を中心とした里地里山の環境保全効果の高い環境保全型農業の活動を支援します。

また、このような多様な価値を有する農業と集落を、共に支えることが大切であることを取り組みを通じて消費者に伝えることも重要であり、その方策について検討を行います。

## 5、交流と共生の推進

### (1) 小規模農業者の育成と産地直売所間連携の展開

#### ①高齡、小規模生産者等への支援

産地直売所活動を支えているのは町内の多くの小規模農家であり、長年の経験と技能を有する高齡者の役割は大きなものがあります。

このため、産地直売所向け農産物の生産及び新規出荷者の確保、定年帰農者などの次世代の生産者の育成対策や出荷技術向上のため、農業塾・町研修施設を利用した農業講座を推進します。

また、関係機関の退職者等の技能者を活用して、各支所等にアドバイザーとして常駐させ、生産販売管理の支援体制を行う駐在員制度の構築を図り、営農指導体制の充実に向けて取り組みます。

#### ②産地直売所間連携の推進

農産物の販売先の確保・拡大を進めて農業所得の向上を図るため、町内にある都市と農村の交流施設に設置されている産地直売所と連携を図り、農産品の多品目化、寒暖差を利用した出荷期間の拡大、通年供給の確立を図ります。

また、充実した情報「旬」を定期的に発信するとともに、きたひろネット等を活用した販売情報の共有体制の構築を図ります。

### (2) 都市と農村の交流促進

豊かな自然環境を有する農村集落で休日を過ごしたい人や、余暇を利用して農作業をしたい人等の、都市住民の様々な欲求への適切な対応や、子供の農業・農村体験の推進により、食の大切さや農業・農村の理解・関心を深める等の効果が期待されることから、体験活動等の受入体制及び体験活動等を支援する人材の育成等に取り組みます。

また、各地域で取り組んでいる交流活動を支援しつつ相互の連携を図り、多くの都市住民のニーズに応え、より多くの交流を図り、北広島の農業・農産物の魅力発信とファンの増加の取り組みを推進します。

### (3) 農業と他産業及び町内小中高校との連携

観光産業等との連携を行い、本町の豊かな自然に触れるために訪れる人々及びスキー等を楽しむために訪れる人々に対し、農産物の提供のみならず、農村の持っている多面的な機能について理解を深めてもらい、本町農業の支援者を増やす取り組みを推進します。

また、町内の小中高校生に対する農業講座を行い、幼いころから農業に携わる機会を作ることで生産から経営までを学べるシステムの構築を図ります。

### (4) 食と農業に関する情報発信

町内外の消費者に対し、きたひろネット及びフェイスブック等のSNSの媒体等を利用して個人段階、組織段階、町段階での北広島町農産物・生産者の取り組みの情報発信を行うなど、さまざまなチャンネルでの情報発信に取り組みます。

また農業者に対し、台風及び低温等の農業災害予防に関する情報のみならず、産直市の販売情報及び農家の出荷・販売情報を迅速に提供する体制を確立することとし、きたひろネット中心での構築を図ります。

## 6、農業を支える基盤づくり

### (1) 効果的な農業助成制度の適用

本町農業の持続的発展のためには、農業生産現場の状況を的確に把握し、種々の支援制度を効果的に適用する必要があります。

このことから、国の経営所得安定対策等の所得対策を基盤とし、持続的発展に資する農業構造への円滑な転換、産業としての競争力発揮、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等の集落維持等に関する補助金の活用、融資制度の利用が、担い手及び集落営農組織にとって適切かつ効果的に実施されるよう、県をはじめ関係機関と連携を取りながら適用します。

特に、即時には効果の表れない新規就農対策等を始めとする担い手対策については、将来の本町農業及び地域をけん引する優秀な人材確保のために、長期的視野に立ち切れ目のない適用を図ります。

### (2) 農業生産基盤の整備

優良農地を次の世代に引き継ぐために、農地所有者の適切な管理及び耕作者の適切な利用を促すとともに、水田の排水施設等の整備、農業用施設の長寿命化及び有害鳥獣による被害を防ぐための防護柵設置等の対策を講じることにより、将来にわたって農地を利用する者が使いやすいような生産基盤の維持と整備を実施します。

### (3) 農業振興の推進による芸北広域営農団地農道の活用

本町の標高及び気象条件等のそれぞれの地域特性を活かし、稲作・園芸品目・

畜産物の芸北広域営農団地農道を利用した広域流通の検討及び野菜苗の町内循環等を推進していきます。

また、各地域の新たな担い手の確保等による産地強化を推進しながら、近代化施設等を利用した販路拡大についても、関係機関と連携しながら、生産者の農業所得向上も含めて取り組んでいきます。

#### (4) 集落機能の維持と発揮

農業の持続的発展及び定住促進による地域の活性化のためには、集落機能の維持が必要不可欠であり、身近な公的機関及び医療・保健機関、教育の充実、就労の場の確保は特に重要です。

このことから、本計画に基づく農業振興策の推進だけでなく、上位計画である北広島町長期総合計画に基づき、他のそれぞれの振興対策との緊密な連携のもとで総合的に推進し、地域に根付き、未来を担うひとつづくりに取り組みます。

## 第5 施策の推進について

### 1、関係者と一体となった施策の推進

#### (1) 関係者の適切な役割分担

農業・食料に関する施策は幅広い分野に関係しているため、本計画の推進にあたっては、町はもとより農業者、町民、国、県及び関係団体の連携を図るとともに、適切な役割分担により施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、本計画の現場段階での展開においては、関係機関の協力支援とともに、集落の農地の状況を把握している農業委員・農地利用最適化推進委員等が、現場において積極的に活躍する事が必要不可欠です。

さらに、農家所得の拡大のためには、農業協同組合等の経済団体における競争力強化のための戦略的取組が重要となります。

町は、これらの機関と緊密な連携をとりながら、それぞれの役割を全うしやすいような環境づくりを行い、本計画の施策を推進していきます。

#### (2) 推進体制

町、県、農業協同組合、農業共済組合、酪農組合等の関係機関の担当者及び現場指導者で構成する北広島町農業技術者部会において、各機関の把握する情報及び意見交換を行うとともに、本計画に基づく施策に取り組む対象農業者に対して円滑な事業実施ができるよう、適切な相談及び指導活動等を行います。

また、本計画を推進し、農業を含めた地域活性化に取り組むため、新規就農者を含めた様々な担い手の人材育成に取り組みます。

このため、関係機関及び就農相談員等を構成員とする協議組織等により、新規就農者研修生等の募集及び選考、技術指導、住居及び農地の斡旋及び認定農家等の担い手の経営支援等の総合的な支援に取り組みます。

### 2、現場ニーズ及び長期的視野に立った施策の推進

本計画に基づいた具体的施策の推進にあたっては、相談及び指導活動を通じて現場ニーズの把握を行い、関係機関と連携しながら適切な情報把握を行い、流行等に影響されることのない的確なものとなり、施策の対象者の主体的な取り組み及び創意工夫が活かせるものとなるよう取り組みます。

また、農業振興施策は短期間に効果が表れるものは少なく、継続的な推進が必要であり、特に人材育成を伴う施策は、予算措置を含めて長期的視野に立った推進を行います。

### 3、財政措置の効果的な運用

本町の財政状況は厳しいものがあり、限られた財源を有効に活用するため、重要な課題に対して施策の集中化を図る必要があります。

このため、事業の実施にあたっては、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより実行性を高めるとともに、既存の事業の中で不要不急の事業については廃止または見直しを行います。

(参考資料)

## 主な経営指標

北広島町農業振興計画の見直しにあたり、意欲ある多様な担い手及び新規就農者が農業経営を行う参考にしていただくため、主な農業経営指標を示します。なお、この指標は、本計画の見直し策定時点における標準的な装備、技術及び価格等を前提としたもので、示してある目標生産額及び目標所得額の達成を保証するものではありません。

類型・内容	経営面積 (施設面積)	目標生産額	目標所得額	年間労働時間等	
				総時間	雇用
1、集落型農業生産法人 水 稲 土地利用型作物(*1) 露地野菜(*2)	25.0ha 6.0ha 2.4ha	3,419 万円	おおむね 400 万円  (類型1につ いては、常 時雇用者の 所得目標)  (類型3につ いては農外 所得を含め る)	6,844 時間	有 (常雇 1名)
2、水稲専作 水 稲 土地利用型作物	13.0ha 6.0ha	1,223 万円		3,103 時間	有
3、水稲複合(兼業) 水稲(大型機械共同利用) 土地利用型作物 産直等野菜	1.0ha 0.4ha 0.1ha	1,317 万円		2,016 時間	無
4、野菜専作1 トマト	0.5ha	1,445 万円		3,282 時間	有
5、野菜専作2 ミニトマト	0.5ha	1,611 万円		5,070 時間	有
6、野菜専作3 ホウレンソウ	0.6ha	1,542 万円		5,088 時間	有
7、花卉専作 花壇苗	0.3ha	2,032 万円		6,776 時間	有
8、酪農専業 経産牛	40 頭	3,655 万円		4,068 時間	有
9、肉用牛(繁殖)専業 繁殖和牛(放牧)	50 頭	2,000 万円		3,600 時間	有

\*1: 土地利用型作物は、小麦、大豆、ソバ、稲醜酵粗飼料。

\*2: 露地野菜は、ブロッコリー、シロネギ、キャベツ、ピーマン、ヒロシマナ等。

\*3: 所得目標には戸別所得補償等の助成金を含む。